①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																	
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容
該当団体数	43	43	43	43	29	0	19	9	13	43	43	33	13	2	4	4	5	13	3	33	2	0	0	5	5
鹿児島県	鹿児島市	教育委員会管理部総務課財務係	099-227-1922	kysou-zaimu@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/kosodate/gakko/jose/shugakuenjo.html		○	○		○	○	○	○				世帯人員別の認定所得基準額を記載している。			○					
鹿児島県	鹿屋市	教育委員会　学校教育課	0994-31-1137	gakkou@e-kanoya.net	http://www.e-kanoya.net/htmbox/gakkou_kyouiku/syugakuenjyo.html		○	○	○	○	○	○	○		○	就学時健康診断の際に保護者向けの説明を実施				○				○	未就学児（翌年度１年生）については、教育委員会から配布
鹿児島県	枕崎市	学校教育課	0993-72-0170	gakkokyoiku@city.makurazaki.lg.jp	http://www.city.makurazaki.lg.jp/		○	○		○	○	○			○	入学説明会時に書類を配布				○					
鹿児島県	阿久根市	阿久根市教育委員会教育総務課	0996-73-1257	kysomu@city.akune.kagoshima.jp	http://www.city.akune.kagoshima.jp/		○			○	○		○					○							
鹿児島県	出水市	出水市教育委員会　教育総務課	0996-63-4078	kyoso_c@city.izumi.kagoshima.jp	http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp		○			○	○	○	○		○	校納金集金時等、状況をみて援助が必要と思われる世帯へ制度周知を図るよう学校へ依頼。		○	○					○	新小１となる就学予定者の入学前給付分については、教育委員会で保護者に申請書を配布。
鹿児島県	指宿市	教育委員会　学校教育課　学務係	0993-22-2111	gakko@city.ibusuki.jp	http://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyoiku/manabu/kyoiku/page004600.html		○			○	○	○	○	○				○							
鹿児島県	西之表市	教育委員会総務課	0997-22-1111	ks-soumu@city.nishinoomote.lg.jp	http://www.city.nishinoomote.lg.jp					○	○	○	○	○				○		○				○	新入学用品費の入学前支給(小学校分）に係る申請については、該当年齢の子がいる全世帯に対し、教育委員会から制度案内及び申請書を送付。
鹿児島県	垂水市	垂水市教育委員会　学校教育課	0994-32-7213	t_gakkoukyouiku@pub.city.tarumizu-kagoshima.jp	http://www.city.tarumizu.lg.jp/gakkokyoiku/kurashi/kosodate/kosodate/teate/shugaku.html		○	○		○	○	○			○	各学校の入学説明会で書類を配布（説明）				○				○	制度案内と申請書をセットで配布
鹿児島県	薩摩川内市	教育委員会　教育総務課　就学支援グループ	0996-23-5111（内線5121）	shugaku@city.satsumasendai.lg.jp				○		○	○	○	○							○					
鹿児島県	日置市	日置市教育委員会　教育総務課	099-248-9426	kyosomu@ed.city.hioki.kagoshima.jp	http://www.city.hioki.kagoshima.jp/					○	○	○								○					
鹿児島県	曽於市	教育委員会総務課	099-482-5956	o-kyouiku@city.soo.lg.jp					○	○	○									○					
鹿児島県	霧島市	教育員会学校教育課	0995-45-5111	gakko@city-kirishima.jp	https://www.city-kirishima.jp/gakko/kyoiku/gakko/shogakuse/enjo.html		○			○	○	○	○							○					
鹿児島県	いちき串木野市	教育委員会　総務課	0996-21-5126	kyosomu1@city.ichikikushikino.lg.jp				○		○	○	○								○					
鹿児島県	南さつま市	南さつま市教育委員会学校教育課	0993-53-2111	e_gkyouikus@city.minamiastsuma.lg.jp	http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/		○			○	○	○	○							○					
鹿児島県	志布志市	教育総務課	099-472-1111（内線312）	kyouikusoumu@city.shibushi.lg.jp	http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2013091300193/		○		○	○	○	○					制度を周知するチラシに、認定基準となる所得額等を記載。	○	○	○					
鹿児島県	奄美市	奄美市教育委員会事務局学校教育課	0997-52-1128	kyoigk@city.amami.lg.jp	http://www.city.amami.lg.jp/kyoism/kyoiku/kyoiu/kyoikuhi.html		○			○	○	○	○				全児童生徒に就学援助の申請書を配布し、意思確認（申請の有無）の書類の提出を全保護者に求めている。			○					
鹿児島県	南九州市	学校教育課	0993-56-1111	gakkou@city.minamikyushu.lg.jp	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/		○	○	○	○	○	○						○							
鹿児島県	伊佐市	伊佐市教育委員会学校教育課学事係	0995-23-1311	k-gakuji@city.isa.lg.jp	http://www.city.isa.kagoshima.jp					○	○	○						○							
鹿児島県	姶良市	教育部学校教育課	0995-62-2111	gjimu@city.aira.lg.jp	http://www.city.aira.lg.jp/		○	○		○	○							○							
鹿児島県	三島村	教育委員会	099-222-3141	kyouiku10@vill.mishima.lg.jp					○	○	○	○								○					
鹿児島県	十島村	教育総務課	099-227-9771	kyouiku@vill.kagoshima-toshima.lg.jp	http://www.tokara.jp/				○	○	○	○							○	○					
鹿児島県	さつま町	さつま町教育委員会　学校教育課	0996-53-1111	ga-kikaku@satsuma-net.jp	http://www.satsuma-net.jp/		○			○	○	○								○					
鹿児島県	長島町	教育総務課	0996-86-1111	kyousou@town.nagashima.lg.jp					○	○	○							○							
鹿児島県	湧水町	管理課	0995-75-2142	kanri-y@town.yusui.lg.jp				○		○	○	○								○					

①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																		
							１．就学援助制度の周知方法											２．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（２）	（２）ケの内容	（３）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（２）キの内容
鹿児島県	大崎町	教育委員会管理課　庶務係	099-476-1111	kanrisyomu@town.kagoshima-osaki.lg.jp	http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/kk_shomu/kyoiku-bunka/kyoiku/shugakuenjo/shogakukin/documents/syugakuenzyo2.html					○	○	○						○		○					
鹿児島県	東串良町	東串良町教育委員会管理課	0994-63-3133	kanri2@town.higashikushira.lg.jp						○	○							○							
鹿児島県	錦江町	教育課	0994-22-0517	edu-h@town.kinko.lg.jp						○	○	○	○							○					
鹿児島県	南大隅町	南大隅町教育委員会　教育振興課	0994-24-3143	k-somu@town.minamiosumi.lg.jp	http//www.town.minamiosumi.lg.jp/		○			○	○	○								○					
鹿児島県	肝付町	教育総務課	0994-658425	ksoumu@town.kimotsuki.lg.jp	http://kimotsuki-town.jp/					○	○									○					
鹿児島県	中種子町	教育総務課	0997-27-1111	kyouiku@town.nakatane.lg.jp	http://town.nakatane.kagoshima.jp/					○	○									○					
鹿児島県	南種子町	教育委員会　管理課	0997-26-1111	kanri3@town.minamitane.lg.jp						○	○	○								○					
鹿児島県	屋久島町	屋久島町教育委員会教育振興課	0997-43-5900	kyoiku03@town.yakushima.lg.jp	http://www.town.yakushima.kagoshima.jp					○	○	○						○		○					
鹿児島県	大和村	大和村教育委員会事務局庶務係	0997-57-2154	kyoiku@vill.yamato.lg.jp	http://www.vill.yamato.lg.jp/index.html		○			○	○	○					転入者や対象となり得る未申請者へ，保健福祉課や民生委員から情報提供を行ってもらう等の連携を図っている。			○					
鹿児島県	宇検村	宇検村教育委員会	0997-67-2261	kyoui@uken.net						○	○	○						○							
鹿児島県	瀬戸内町	教育委員会総務課	0997-72-0113	k-soumu@town.setouchi.lg.jp						○	○	○	○				今年度より，全世帯へ就学援助制度の「助成申請意思確認書」 兼 「申請書」を配布。			○					
鹿児島県	龍郷町	龍郷町教育委員会事務局	0997-69-4532	edu-kyouin@town.tatsugo.lg.jp						○	○	○	○							○					
鹿児島県	喜界町	教育委員会総務課	0997-65-3681	kyoi-s1@town.kikai.lg.jp	http://www.town.kikai.lg.jp		○		○	○	○									○					
鹿児島県	徳之島町	徳之島町教育委員会学校教育課	0997-82-1308	gakkyoukyouiku@town.tokunoshima.lg.jp					○	○	○	○									○				
鹿児島県	天城町	天城町教育委員会総務課	0997-85-5226	kyosoum03@yui-amagi.com	https://www.town.amagi.lg.jp/docs/456.html				○	○	○	○								○					
鹿児島県	伊仙町	伊仙町教育委員会　総務課	0997-86-4651	isenkyoui@oasis.ocn.ne.jp	http://www.town.isen.kagoshima.jp/				○	○	○									○				○	次年度小学校就学予定者には、就学時健康診断案内と一緒に配布している。
鹿児島県	和泊町	和泊町教育委員会事務局	0997-92-0009	kyouiku@town.wadomari.lg.jp			○		○	○	○									○					
鹿児島県	知名町	知名町教育印会　学校教育課	0997-84-3158	china07@town.china.lg.jp	http://www.town.china.lg.jp					○	○	○								○					
鹿児島県	与論町	与論町教育委員会学務課	0997-97-2441	gakumu@yoron.jp	http://www.yorn.jp/		○		○	○	○	○								○	○				

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準 （１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○） ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	（２）ソ，タ，チを選択した場合 倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	（３）ツに○をし 係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円	（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	Ⅲ　就学援助率 （１）平成29年度	（２）平成30年度
該当団体数	43	35	39	29	24	27	33	19	19	23	24	24	17	30	17	5	1	7	0	18	13	13	13	13	13	0	0	0	18	43	43
鹿児島県	鹿児島市																○				1.35	総所得（諸控除前）	25	4	288					30%未満	30%未満
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	261					25%未満	25%未満
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○																25%未満	20%未満
鹿児島県	阿久根市	○	○				○					○		○		○					1.3	課税所得	24	4	239					15%未満	15%未満
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.1	課税所得	24	12	224				該当しない方に対して、状況調査を行い現況判定を行うこともある。	25%未満	25%未満
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○					○																		25%未満	25%未満
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									世帯の経済状況が急激に悪化した場合	25%未満	25%未満
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○			○		○				○	1.2	課税所得	25	3	191				基準額未満ではないが、前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮している。	25%未満	25%未満
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	292					20%未満	20%未満
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○																15%未満	15%未満
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○					1.3	課税所得	30	6	250					15%未満	15%未満
鹿児島県	霧島市	○	○	○														○		○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	292				病気・障害・退職・離婚等により生活状態が不安定なもの	20%未満	20%未満
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	295					25%未満	25%未満
鹿児島県	南さつま市		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	30	4	280					25%未満	25%未満
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									市独自の所得基準	25%未満	30%未満
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○													○									これまでに，難病治療のために県外の専門病院へ頻繁に通院する必要があり，それらにかかる費用が家計を圧迫している世帯に対して援助を実施した事例がある。このような特別な理由で就学援助申請を行う場合は，保護者・学校長・民生委員の意見書をもって認定審査を行うこととしている。	30%未満	35%未満
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									世帯の状況を総合的に見て判断	20%未満	20%未満
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○									突発的な理由により収入が減少し、生活が著しく困難となった世帯	25%未満	25%未満
鹿児島県	姶良市	○	○				○					○		○																20%未満	20%未満
鹿児島県	三島村		○											○																15%未満	20%未満
鹿児島県	十島村													○																25%未満	15%未満
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	4	266					20%未満	20%未満
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○									その他教育委員会が必要と認めるもの	15%未満	20%未満
鹿児島県	湧水町	○	○				○																							20%未満	15%未満

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準 （１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○） ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	（２）ソ，タ，チを選択した場合 倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	（３）ツに○をし 係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円	（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	Ⅲ　就学援助率 （１）平成29年度	（２）平成30年度
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									災害などにより学校納付金又は，学用品費等の負担が困難と認められる者	15%未満	15%未満
鹿児島県	東串良町	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○																15%未満	15%未満
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																20%未満	20%未満
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																15%未満	15%未満
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															20%未満	25%未満
鹿児島県	中種子町						○							○				○			1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	250					20%未満	20%未満
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	279					25%未満	25%未満
鹿児島県	屋久島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															25%未満	25%未満
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○									前年度又は当該年度に保護者の死亡・長期入院等により、収入が著しく減少した又は見込がある者。	40%未満	40%未満
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									村民税の所得割が10,000円以下の世帯は，学校長及び民生委員の意見を求めて認定する	25%未満	20%未満
鹿児島県	瀬戸内町		○																	○									世帯全員の所得課税額が２０，０００円以下の世帯	30%未満	30%未満
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																○									①保護者の死亡・長期入院等により収入が著しく減少する見込の世帯。 ②学校長，民生委員等の意見により教育委員会が特別な理由があると認めた世帯。	25%未満	20%未満
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○		○	○				○					○									所得割が課税されていない均等割世帯	40%未満	35%未満
鹿児島県	徳之島町	○																		○									世帯の総所得が130万円以下	30%未満	30%未満
鹿児島県	天城町		○									○																		30%未満	25%未満
鹿児島県	伊仙町	○	○											○																20%未満	20%未満
鹿児島県	和泊町	○	○	○	○	○	○	○				○		○						○									災害等により税金の免除を受けている者，職業安定所に求職申込をしている者。	15%未満	10%未満
鹿児島県	知名町		○																											15%未満	20%未満
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○					○									・教育長が特に必要と認めた者	20%未満	20%未満

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	43	1	1	0	1	1	1	41	41	0	0	0	0	0	0	0	42	42	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	10	11	1	14	14	14	6	6	1	17
鹿児島県	鹿児島市							○	11,420								○	40,600		○	22884								○	18,886								・支給平均額については、平成30年度予算単価。 ・支給平均額は支給者に対しての平均額。（支給0円の人数は平均に含めないものとして計算） ・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）については、学用品費として合算して支給。（通学用品費は2～6年生へ支給）
鹿児島県	鹿屋市							○	11,420								○	40,600														○	20,600	20,549				
鹿児島県	枕崎市							○	11,420								○	40,600														○	16,500	16,466				支給平均額は平成29年度実績による。
鹿児島県	阿久根市							○	11,420								○	40,600											○	17,000								
鹿児島県	出水市							○	11,420								○	19,900										○	○	17,229								・通学費：公共交通機関を利用の場合は、通学費の年間所要額（有料交通機関の当該乗車区間の３か月定期乗車券の額に４を乗じた額）の１２分の７以内の額。自転車、自家用車、徒歩等の場合は、児童一人につき年額6,000円、生徒一人につき年額12,000円。 ・修学旅行費は29年度実績平均額
鹿児島県	指宿市							○	11,420								○	40,600														○	17,490	17,490				
鹿児島県	西之表市							○	11,420								○	40,600																	○	17,000		実費支給としている学校給食費は、平成29年度の実績額を記入。（支給総額／支給人数）
鹿児島県	垂水市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	16,057				修学旅行費はH30年度執行見込額
鹿児島県	薩摩川内市							○	11,420								○	40,600											○	20,520								支給平均額は、平成29年度実績額
鹿児島県	日置市							○	10,270								○	36,540														○	19,340	19,340				支給平均額は平成30年度の見込額。
鹿児島県	曽於市							○	11,100								○	40,600																	○	11,000		
鹿児島県	霧島市				○	11,420	11,420										○	40,600											○	18,705								支給平均額については、30年度予算に計上した単価を記載
鹿児島県	いちき串木野市							○	11,420								○	40,600														○	20,000	20,000				支給平均額は30年度予算単価
鹿児島県	南さつま市							○	11,420								○	40,600											○	20,613								支給平均額は平成29年度の実績額
鹿児島県	志布志市							○	11,420								○	40,600											○	20,000								
鹿児島県	奄美市							○	11,420								○	40,600											○	16,000								【修学旅行費】 へき地児童生徒援助費補助金で援助できなかった分（保護者実費分）を全額支給している。 支給平均額には，30年度予算に計上した単価（各支所がそれぞれ予算に計上した単価の平均額）を記入。 【学用品費・通学用品費・校外活動費】 本市ではこの3つの費目を合わせて，「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	南九州市							○	11,420								○	40,600											○	22,000								
鹿児島県	伊佐市							○	11,420								○	40,600														○	14,000	14,000				
鹿児島県	姶良市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,000				平均支給額は30年度予算計上単価
鹿児島県	三島村							○	11,420								○	10,235																				
鹿児島県	十島村	○	22,785																																			
鹿児島県	さつま町							○	11,100								○	40,600														○	21,490	15,000				・支給平均額は30年度単価 ・修学旅行費の支給平均額は29年度実績額を記載
鹿児島県	長島町							○	11,100								○	19,900											○	15,000								離島学校の修学旅行費についてはへき地児童生徒援助費等補助金により支出。
鹿児島県	湧水町							○	11,420								○	40,600														○	10,745	9,135				

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
鹿児島県	大崎町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	19,143				
鹿児島県	東串良町							○	11,420								○	40,600														○	11,000	11,000				
鹿児島県	錦江町							○	11,420								○	40,600																	○	13,000		
鹿児島県	南大隅町							○	14,780								○	40,600																	○	12,000		
鹿児島県	肝付町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額はすべてＨ30予算額の計上した単価
鹿児島県	中種子町							○	14,000								○	20,000																	○	25,000		
鹿児島県	南種子町							○	11,420								○	40,600																	○	25,000		
鹿児島県	屋久島町							○	12,990								○	40,600														○	23,000	21,300				
鹿児島県	大和村							○	11,420								○	40,600																			○	修学旅行費は、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
鹿児島県	宇検村							○	11,420								○	20,470																				
鹿児島県	瀬戸内町							○	11,420								○	40,600																				
鹿児島県	龍郷町							○	11,420								○	40,600																				
鹿児島県	喜界町							○	11,420								○	40,600																				・新入学児童生徒学用品費等は1年生のみが対象
鹿児島県	徳之島町							○	11,100								○	19,900										○										・通学費は，片道４ｋｍ以上で通学時に路線ﾊﾞｽを利用する児童に限り全額補助
鹿児島県	天城町							○	11,100								○	19,900																				
鹿児島県	伊仙町							○	9,000								○	18,000																				
鹿児島県	和泊町							○	11,420								○	20,470																				
鹿児島県	知名町							○	12,700								○	20,470																				
鹿児島県	与論町							○	11,420								○	20,470																				

185,953　　10

| ①都道府県 | ②市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村名	（1）　費目毎の援助額																																				（2）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
鹿児島県	大崎町							○	22,320								○	47,400														○	57590	45760				
鹿児島県	東串良町							○	22,320								○	47,400														○	23000	23000				
鹿児島県	錦江町							○	22,320								○	47,400																	○	32000		
鹿児島県	南大隅町							○	26,050								○	47,400																	○	31000		
鹿児島県	肝付町							○	22,320								○	47,400														○	57590	40725				
鹿児島県	中種子町							○	26,000								○	23,000																	○	48000		
鹿児島県	南種子町							○	22,320								○	47,400																	○	48000		
鹿児島県	屋久島町							○	24,590								○	47,400														○	51000	51532				
鹿児島県	大和村							○	22,320								○	47,400																			○	修学旅行費は、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
鹿児島県	宇検村							○	22,320								○	23,550																				
鹿児島県	瀬戸内町							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	龍郷町							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	喜界町							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	徳之島町							○	21,700								○	22,900																				新入学生徒学用品費は1年生のみが対象
鹿児島県	天城町							○	21,700								○	22,900																				
鹿児島県	伊仙町							○	18,000								○	20,000																				
鹿児島県	和泊町							○	22,320								○	23,550																				
鹿児島県	知名町							○	24,000								○	23,550																				
鹿児島県	与論町							○	22,320								○	23,550																				

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
該当団体数	43	3	2	2	1	6	1	33	1	1	2	0	0	0	2	3	0	2	3	1	4	0	0
鹿児島県	鹿児島市							○															
鹿児島県	鹿屋市		○	○																			
鹿児島県	枕崎市							○															
鹿児島県	阿久根市							○															
鹿児島県	出水市							○								○							
鹿児島県	指宿市							○															
鹿児島県	西之表市							○															
鹿児島県	垂水市	○			○	○	○									○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 学校行事で使用するバス代を市の予算で対応している。		
鹿児島県	薩摩川内市		○																				
鹿児島県	日置市							○															
鹿児島県	曽於市							○															
鹿児島県	霧島市							○															
鹿児島県	いちき串木野市	○				○												○	○				
鹿児島県	南さつま市							○							○						オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 平成29年度より給食費の保護者負担額無償化。		
鹿児島県	志布志市							○															
鹿児島県	奄美市							○															
鹿児島県	南九州市							○															
鹿児島県	伊佐市					○																	
鹿児島県	姶良市	○																					
鹿児島県	三島村							○			○												
鹿児島県	十島村							○											○				
鹿児島県	さつま町							○															
鹿児島県	長島町							○															
鹿児島県	湧水町							○															

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
鹿児島県	大崎町							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 就学援助費とは別に「入学援助金」を申請のあった中学1年生の全保護者へ支給		
鹿児島県	東串良町							○															
鹿児島県	錦江町							○															
鹿児島県	南大隅町							○															
鹿児島県	肝付町							○										○					
鹿児島県	中種子町			○											○								
鹿児島県	南種子町							○															
鹿児島県	屋久島町							○															
鹿児島県	大和村					○			○	希望する生徒へ制服等の再利用に関する情報提供を行っている。										○	学習ソフトを村費で購入している。		
鹿児島県	宇検村							○															
鹿児島県	瀬戸内町							○															
鹿児島県	龍郷町							○															
鹿児島県	喜界町							○			○												
鹿児島県	徳之島町							○															
鹿児島県	天城町					○														○			
鹿児島県	伊仙町							○															
鹿児島県	和泊町					○																	
鹿児島県	知名町							○															
鹿児島県	与論町							○															